

神崎市 子ども・若者計画

令和8年度～令和11年度

概要版

令和8年3月

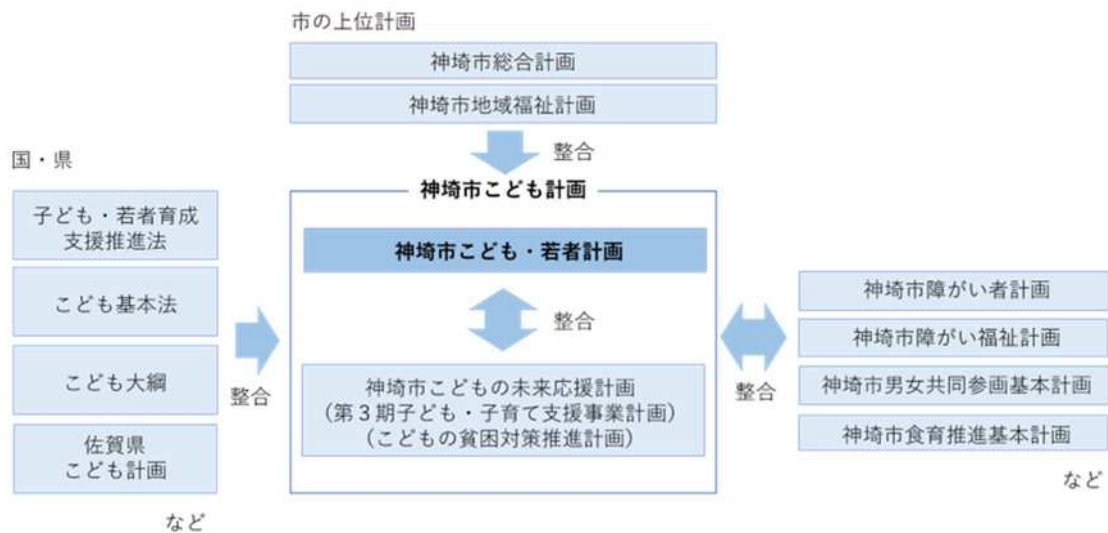
神崎市

1 計画の位置づけ等

1 計画の位置づけと性格

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」です。

また、本計画は、「神崎市総合計画」及び福祉部門の上位計画である「神崎市地域福祉計画」との整合を図り、「神崎市障がい者計画」「神崎市障がい福祉計画」「神崎市男女共同参画基本計画」「神崎市食育推進基本計画」等の各分野別計画とも整合を図り策定します。特に令和7年3月に策定した「神崎市こどもの未来応援計画」と、本計画の策定により、それぞれのライフステージで切れ目のない支援を行えるように相互に整合を図りながら、両計画を合わせて「神崎市こども計画」と位置付けて運用していくものです。



2 計画の期間

本計画は、令和8年度（2026年度）から令和11年度（2029年度）までの4年間で計画期間としています。なお、新たな課題や環境の変化、国の動向等に対応できるように、柔軟性をもって計画を推進します。

3 計画の対象

計画の対象者は、「こども基本法」及び「こども大綱」を勘案し、「神崎市こどもの未来応援計画」との役割分担を行い、乳幼児期から学童期の育ちを踏まえた上で、特に思春期から、青年期・ポスト青年期までの子ども・若者を対象とします。

乳幼児期 (0～6歳)	学童期 (6～12歳)	思春期 (12～18歳)	青年期 (18～29歳)	ポスト青年期 (～39歳)
神崎市こどもの未来応援計画				
神崎市子ども・若者計画				

【こども基本法・こども大綱での「こども」・「若者」の定義】

<こども基本法 第2条>

この法律において、「こども」とは心身の発達の過程にある者をいう。

<こども大綱>

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。*

* 「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示す。

なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

2 基本的な考え方

1 目指すべき姿及び基本方針

今、子ども・若者を取り巻く環境は著しく変化をしていますが、その中でも本市の子ども・若者は高い志を持ち、まわりの人と協力しながら未来を創っていきける力を備えています。

本計画における目指すべき姿として、市の子ども・若者が「周囲から自分は大切にされている」という実感の中で、自らの強みを磨き、主体的に行動を起こしていくことで、自分らしく活躍ができるまちを目指します。

本計画では、「こども大綱」及び「佐賀県こども計画」を踏まえ、子ども・若者が自分らしく成長し、活躍を果たすことができるよう、地域社会全体で応援することを計画の理念として設定します。

【目指すべき姿】

子ども・若者が自分らしく輝き、未来を創り出すまち・神埼

「こども大綱」及び「佐賀県こども計画」に沿うかたちで、3つの基本方針をかけ、施策の方向に基づく事業を展開していきます。

また、上記の目指すべき姿、計画の理念から、神崎市子ども・子育て支援事業計画等との整合を図り、子ども・若者の成長・活躍の支援に重点を置いた事業を推進していきます。

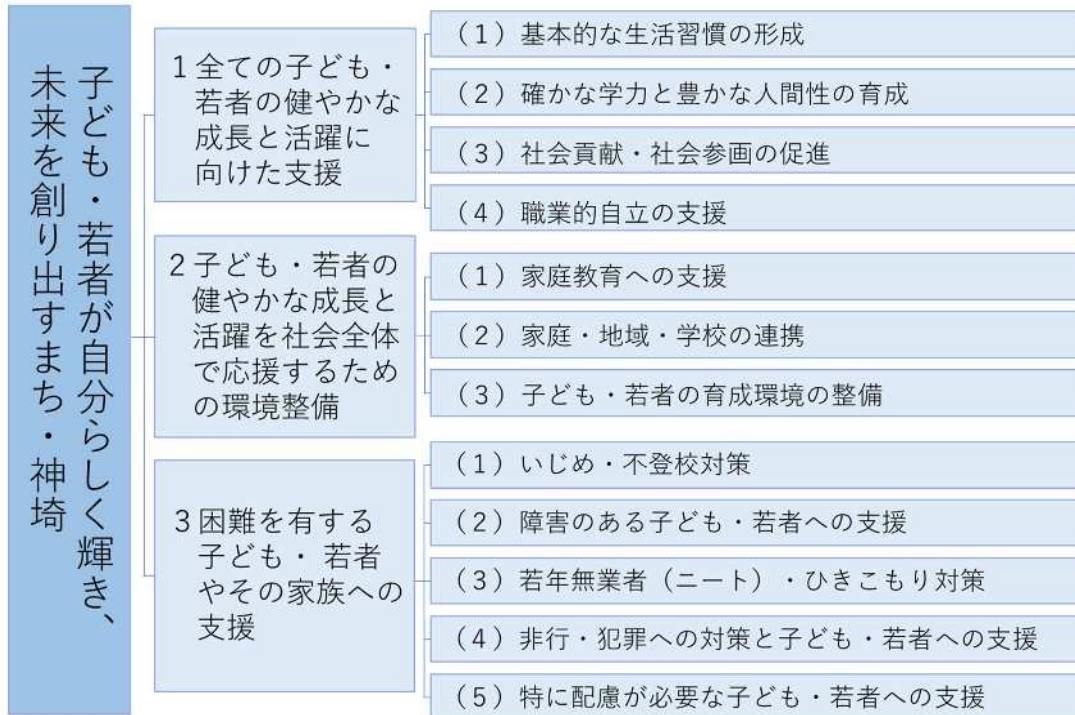
- 基本方針1 全ての子ども・若者の健やかな成長と活躍に向けた支援
- 基本方針2 子ども・若者の健やかな成長と活躍を社会全体で応援するための環境整備
- 基本方針3 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

2 計画の体系

【目指すべき姿】

【基本方針】

【方向性】



神崎市子ども・若者計画

(概要版)

令和8年3月

発行：神崎市 こども家庭課

〒842-8601 佐賀県神崎市神崎町鶴 3542 番地 1

TEL:0952-52-1111 (代表) FAX:0952-52-1120

<https://www.city.kanzaki.saga.jp>